

「慰安婦」国連が調査へ

旧ユーゴ含め 人権小委、2年かけ

【ジュネーブ25日＝岡田滋行】国連人権委員会の「差別防止及び少数者保護小委員会」(人権小委員会)は二十五日、旧日本軍の従軍慰安婦、強制連行問題、旧ユーゴスラビアの組織的レイプを含む戦時の人権侵害を調査する特別報告官を任命し、二年以内に調査をまとめることを内容とする決議を採択した。国連がこの問題での調査に踏み込んだ決議をしたのはこれが初めて。今後、上部機関の人権委員会、経済社会理事会などの決議を経て、スタッフなどの態勢が整えば、来年夏からは現地調査を含む本格的調査に入る運びとなり、日本政府の戦争責任問題、被害補償の処理にも大きな影響を与えることになる。

(2面に関連記事)

強制連行も対象



チャベス委員

命し、事実調査、法的分析、結論、勧告の四つの側面から、来年の同委に第一回報告を、さらに一九九五年の同委に最終報告書を出すよう求めている。また、上部組織の人権委員会と経済社会理事會に同決議を承認するよう勧告している。同小委の慣例により、国名は名指しされていないが、「この(米国)を特別報告官に任

決議は、戦時における組織的レイプ、性的奴隷、奴隷的行為について、同小委の慣例により、国名は名指しされていないが、「この(米国)を特別報告官に任

局は「国連が発足する前の問題を対象とすべきでない」とする日本政府の主張を押し切った形での調査開始問題に結びついた。今後は、人権委、経済社

会理事會で特別報告官任命の承認を得て財源などを確保した後、本格的調査開始となり、関係国への訪問、日本政府に対する関連資料の提出要求などが行われる見通し。ただし、特別報告官のまとめた調査には強制力はなく、人権委などの承認が得られない場合は、同

政府、協力の意向固める

政府は二十六日、国連人権委員会の「差別防止及び少数者保護小委員会」(人権小委)が従軍慰安婦問題を含めた戦時中の人権侵害への調査開始を決議したことを受けて、同小委の調査を求めてきた場合、資料提供などの形で応じる考え。最終的には同小委の調査結果が補償問題に言及するか定かでないが、政府は補償問題は基本的には解決しているとの立場から、「人権小委の決定を重く受け止めるが、日本政府を拘束するものではない(政府筋)」としており、同小委での議論を見守っていく姿勢だ。

小委段階での公式調査にとどまる。

日本と北朝鮮の民間団体で組織する朝鮮人強制連行真相調査団は二十五日、談話を発表し、「今回の決議が時宜にかなった極めて意義深いものとして歓迎する。日本の新政権が、国連のこの決議を尊重し、その求めるところに協力して自ら負う法的、道義的責任を誠実に履行されるよう強く希望する」として、日本政府の積極的な対応を求めた。